



令和3年度 研究活動支援制度 利用者募集のお知らせ

群馬大学では、研究者がその能力を最大限発揮し、出産・子育て・介護などのライフイベントと研究を両立できるよう、研究活動支援者を配置する研究活動支援を平成26年度より実施しています。

あなたの研究時間の確保と家族と過ごすかけがえのない時間を提供します。お気軽にご相談ください。なお、特別研究員（RPD）の方も利用が可能です。男女ともに介護が理由でも利用できます。

応募締切 令和2年10月20日(火)送信有効

配置期間 令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

*利用上限範囲内なら、期間を絞って利用することも可能

申請方法 申請書は、ワードおよびPDFファイルの双方を、締切までにダイバーシティ推進センターへメール(Kyodo-sankaku@jimu.gunma-u.ac.jp)で直接ご提出願います。また、今回から、申請方法のほか、申請書・報告書のフォーマットが変わりました。

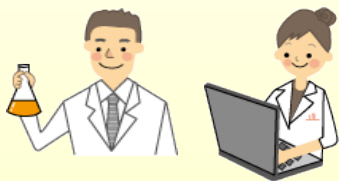
今回から各学部等事務部での取りまとめはせず、直接デジタルデータで受け付けます。

利用対象者 本学で研究に従事している常勤教職員、非常勤教職員（社会保険に加入する者に限る）及び独立行政法人日本学術振興会特別研究員（RPD）のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、利用者が男性研究者の場合は、配偶者が研究に従事している者（在勤証明書等が必要）に限る。

- ①本人又は配偶者が妊娠しているとき
- ②小学校6年生までの子どもを養育しているとき（育児休業の期間を除く）
- ③要介護者を介護しているとき（国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則第3条第1項第4号に定める該当者に限る。また、介護休業の期間を除く。）
 - 1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
 - 2) 父母（養父母を含む）、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫
 - 3) 同居している父母の配偶者
 - 4) 同居している配偶者の父母の配偶者
 - 5) 同居している子の配偶者
 - 6) 同居している配偶者の子

注意事項等 研究題目についてはセンターHPでの学内公開となりますのでご注意ください。
ライフイベントの時間確保のため、研究活動支援者単独での研究支援を奨励します。

*ご夫婦での申請も受けれます。
遠距離介護やシングルでの子育ても対象です。



- ①研究活動支援者の雇用期間は1年以内かつ研究活動に必要な業務のみに従事する。（支援者がTA・RAの場合は要項を参照）
 - ②利用者は同一時間帯に支援者を2人以上雇用不可。
 - ③利用者は雇用期間終了後1ヶ月以内に報告書を提出する。
 - ④利用者は支援者のキャリア形成に配慮する。
 - ⑤ダイバーシティ推進センター 事業へ貢献する。
- ※利用者には、ダイバーシティ推進センター事業への参加や、研究成果報告（ポスター発表など）をしていただきます。
※支援者は秘密情報を保持する義務があります。
※支援者には倫理研修が求められます。

国立大学法人群馬大学 ダイバーシティ推進センター 担当：長安（コーディネーター）

TEL 027-220-7146(内線：7146) kyodo-sankaku@jimu.gunma-u.ac.jp

荒牧キャンパス3号館1階103 http://kyodo-sankaku.gunma-u.ac.jp